

マイナンバーカードの保険証としての利用について

マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりましたが、一方で『医療機関や薬局の窓口でマイナンバーカード（または保険証）を提示したが、オンラインによる資格が確認できないと言われた。』というお問い合わせが増えています。その多くは、マイナンバーが被保険者から事業所を経由して当組合に届出されていない、マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がされていない、が理由となっています。

マイナンバーカードの利用（オンライン資格確認）は次の手続きが必要です。

1. 被保険者がご自身または被扶養者のマイナンバーを事業所（お勤め先）に提出しており、そのマイナンバーが事業所から当組合に届出されている。
2. 利用者が自身のマイナポータルで、マイナンバーカードと保険証を紐づけするための「保険証利用登録」が完了している。（方法はこちらから⇒ [デジタル庁サイト](#)）

特に上記の1.について、ご自身または健康保険の被扶養者であるご家族のマイナンバーをまだ事業所（お勤め先）に提出していない場合は速やかに提出してください。（※1）

また、医療機関等の通信設備の不具合等の理由でオンライン資格確認が利用できない場合もあります。保険証が当分の間（※2）はこれまで通り使用できることを踏まえて、厚生労働省では、特に初めてマイナンバーカードを利用する場合や、就職等で新しい保険証が交付されたばかりの場合は、念のため保険証を併せて持参するよう求めています。

なお、国内に住所を有しない海外在住の方が一時帰国時に医療機関等を利用する際は、マイナンバーカードもオンライン資格確認も利用ができないため、保険証を必ず持参してください。

（※1）提出されたマイナンバーと健康保険の情報が連携するまでには一定の時間を要します。

（※2）現時点の予定では保険証は令和6年秋に廃止され、発行済の保険証はその後1年間は継続して使用できることになっています。

【令和5年8月24日 追加】

上記1, 2の手続きの状況は、自身のマイナポータルの健康保険証情報や保険証利用申込状況を見ることで確認ができます。

また、上記2の保険証利用登録については、医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーを使用して手続きができるとともに、登録が正常に完了したことを確認することができます。詳しくは医療機関・薬局でお尋ねください。